

個人情報ファイルの名称	戸籍簿・除籍簿・改製原戸籍簿	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	日本人の身分関係を登録公証すること	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 氏名、4 出生の年月日、5 戸籍に入った原因及び年月日、6 実父母の氏名及び実父母との続柄、7 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄、8 夫婦については、夫又は妻である旨、9 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示、10 其他法務省令で定める事項	
記録範囲	文京区に本籍のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	本人等による届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、 詳しくは所管部署（連絡先戸籍住民課）にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1～10の各記録項目については、戸籍法（昭和22年12月22日法律第224号）第113条から117条までの規定により、訂正を申請することができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	戸籍の附票・除附票	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住所歴の記録・公証	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 氏名、4 住所、5 住所を定めた年月日、6 出生の年月日、7 男女の別、8 住民票コード、9 在外選挙人名簿への登録情報	
記録範囲	文京区に本籍のある者又はあった者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳法第19条第1項及び第4項に規定する通知 (住民基本台帳ネットワークから戸籍システムへ送信されるデータ)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、 詳しくは所管部署（連絡先戸籍住民課）にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1～9の各記録項目については、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第20条の4第2項の規定により訂正を申請することができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	戸籍届書	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍届出の管理・公証	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 氏名、4 出生の年月日、5 住所、6 届出人、7 出生証明書、8 死亡診断書、9 その他戸籍関係届書標準書式に定める項目	
記録範囲	文京区に本籍のある者又は文京区で戸籍届出を行った者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出、他市区町村からの送付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	法務省 住所地市区町村 本籍地市区町村 税務署	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、 詳しくは所管部署（連絡先戸籍住民課）にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	埋火葬許可申請書	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	埋火葬許可証の管理	
記録項目	1 死亡者の本籍、2 死亡者の住所、3 死亡者の氏名、4 性別、5 出生年月日、6 死因、7 死亡年月日、8 死亡の場所、9 火葬の場所、10申請者の住所氏名及び死亡者との続柄	
記録範囲	文京区で受理した死亡届の事件本人のうち埋火葬が必要な者	
記録情報の収集方法	届出人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	人口動態調査票データ	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	人口動態調査データ作成のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 男女の別、4 住所、5 国籍、6 世帯の主な仕事、7 職業・産業、8 父母との続柄、9 生まれたとき、10死亡したとき、11生まれたところ、12死亡したところ、13死亡した人の夫又は妻、14出生証明書、15死亡診断書、16死産証書、17父母の氏名・生年月日、18父母の国籍、19婚姻後の夫婦の氏、20同居を始めたとき、21初婚・再婚の別、22離婚の種別、23未成年の子の数、24同居をはじめたとき、25同居の期間、26別居する前の住所	
記録範囲	文京区で戸籍届出を行った者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	別途、個別法に基づき開示請求等ができますので、 詳しくは所管部署（連絡先戸籍住民課）にお問合せください。	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	住民票情報ファイル（住民基本台帳カードに関する事務も含む）	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記載、修正、管理や住民基本台帳カードの運用状況確認のために利用する	
記録項目	1 宛名番号、2 世帯番号、3 個人番号、4 住民票コード、5 氏名、6 生年月日、7 性別、8 現住所、9 方書、10続柄、11世帯主名、12本籍地、13筆頭者、14在留カード等番号、15第30条45規定区分、16在留資格、17在留期間等、18在留期間の満了日、19国籍・地域、20通称履歴、21住民となった日、22住所を定めた日、23住民でなくなった日、24前住所、25転出予定先住所、26転出確定住所、27個別事項情報、28選挙人名簿資格、29国民健康保険資格情報、30後期高齢者医療資格情報、31介護保険資格情報、32国民年金資格情報、33児童手当受給資格情報、34個人番号カード交付状況、35住民基本台帳カード交付状況、36異動情報、37異動事由、38異動年月日、39届出年月日、40処理年月日、41処理時刻、42処理、43端末ID、44職員番号	
記録範囲	文京区の住民基本台帳に記載された者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）文京区区民部戸籍住民課	
	（所在地）〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1～44の各記録項目については、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第14条第1項、同条第2項の規定により、訂正を申請することができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	郵送転出	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	転出手続きを郵送にて行った者の管理をするために利用する	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 転出証明書送付先	
記録範囲	文京区の住民基本台帳に記載された者の中で転出手続きを郵送で行った者	
記録情報の収集方法	本人、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	住民票記載事項通知（9条2項通知）の他自治体への回送	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	他自治体宛に回送する住民票記載事項通知を管理するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 転出先住所、4 方書	
記録範囲	住民票記載事項通知を収受した際に転出手続きをしていた者	
記録情報の収集方法	他市区町村から郵送される住民票記載事項通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）文京区区民部戸籍住民課	
	（所在地）〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	合併通知	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	婚姻届の住民票記載事項通知にて、同住所別世帯の夫婦を戸籍修正した際に、世帯の合併を促す合併通知の発送を管理するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 旧氏名、3 住所、4 方書、5 備考	
記録範囲	世帯合併する必要がある者	
記録情報の収集方法	他市区町村から郵送される住民票記載事項通知、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	死亡・主変通知	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	死亡届の住民票記載事項通知にて、複数人世帯の世帯主を消除した際に、世帯主変更をお知らせする通知の発送を管理するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 方書	
記録範囲	世帯主の死亡による世帯主変更後、新たに世帯主になった者	
記録情報の収集方法	住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	住基コード	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民票コード通知書の送付を管理するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 生年月日	
記録範囲	住民票コードを新規付番された者	
記録情報の収集方法	住民票コード通知書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	住民票記載事項通知（9条2項通知）郵送收受簿ファイル	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	收受した住民票記載事項通知（9条2項通知）を管理するために利用する	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 戸籍届出種別	
記録範囲	住民票記載事項通知を收受した者	
記録情報の収集方法	他市区町村から郵送される住民票記載事項通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）文京区区民部戸籍住民課	
	（所在地）〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	成年被後見人対象者ファイル	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	成年後見制度事務における成年被後見人の管理のために利用する	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 後見開始の裁判確定年月日、5 住所異動、6 備考	
記録範囲	登記事項通知の送付や提供があり、成年被後見人として記載された者	
記録情報の収集方法	成年後見人、本籍地、前住所地	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	転出先自治体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112－8555 東京都文京区春日 1－1 6－2 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	成年被後見人対象者索引簿データ	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	成年後見制度事務における成年被後見人の管理のために利用する	
記録項目	1 氏名、2 氏名よみ、3 検索No、4 生年月日、5 転出年月日、6 通知送付日、7 死亡年月日、8 備考	
記録範囲	登記事項通知の送付や提供があり、成年被後見人として記載された者	
記録情報の収集方法	成年後見人、本籍地、前住所地	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112－8555 東京都文京区春日 1－1 6－2 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	本人確認情報ファイル	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住基法第30条の10第1項第3号、第30条の12第1項第3号に基づく事務処理に利用する	
記録項目	1 住民票コード、2 漢字氏名、3 外字数（氏名）、4 ふりがな氏名、5 清音化かな氏名、6 生年月日、7 性別、8 市町村コード、9 大字・字コード、10郵便番号、11住所、12外字数（住所）、13個人番号、14住民となった日、15住所を定めた日、16届出の年月日、17市町村コード、18転入前住所、19外字数（転入前住所）、20続柄、21異動事由、22異動年月日、23異動事由詳細、24旧住民票コード、25住民票コード使用年月日、26依頼管理番号、27操作者 I D、28操作端末 I D、29更新順番号、30異常時更新順番号、31更新禁止フラグ、32予定者フラグ、33排他フラグ、34外字フラグ、35レコード状況フラグ、36タイムスタンプ	
記録範囲	住民基本台帳に記載された者	
記録情報の収集方法	本人、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課 (所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1～36の各記録項目については、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第14条第1項、同条第2項の規定により訂正を申請することができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	統合カード管理システム（住民基本台帳カードの独自利用に関する業務を含む）	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳カードの運用状況を管理するため利用する	
記録項目	1氏名、2カナ氏名、3住所、4性別、5生年月日、6年齢、7自動交付機暗証番号、8印鑑登録カード暗証番号、9住基カード運用状況、10宛名番号、11住所コード、12カード番号、13宛名番号、14世帯番号、15住民票コード、16在留カード等の番号、17個人番号	
記録範囲	文京区の住民基本台帳に記載された者	
記録情報の収集方法	統合カード管理システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）文京区区民部戸籍住民課	
	（所在地）〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	支援対象者リスト	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	配偶者からの暴力被害者等の支援事務における支援対象者の管理のために利用する	
記録項目	1 氏名、2 氏名カナ、3 生年月日、4 性別、5 住所、6 本籍、7 前住所、8 支援適用期間、9 送付年月日、10解除年月日、11備考、12郵便番号、13承認機関 等	
記録範囲	支援の申出書を提出した申出者及び併せて支援を求める者	
記録情報の収集方法	支援の申出書を提出した申出者（他自治体受付分を含む。）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112－8555 東京都文京区春日 1－1 6－2 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	支援対象者ファイル（原議）	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	配偶者からの暴力被害者等の支援事務における支援対象者の管理のために利用する	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 前住所、5 本籍、6 相手方情報、7 支援を行う事務、8 本人確認書類、9 支援期間 等	
記録範囲	支援の申出書を提出した申出者及び併せて支援を求める者	
記録情報の収集方法	支援の申出書を提出した申出者（他自治体受付分を含む。）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	支援関係自治体等（前住所地・本籍地、区福祉事務所、警察署 等）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）文京区区民部戸籍住民課	
	（所在地）〒112－8555 東京都文京区春日 1－1 6－2 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	支援対象者サイン入力記録票	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	配偶者からの暴力被害者等の支援事務における支援対象者の管理のために利用する	
記録項目	1 氏名、2 氏名カナ、3 生年月日、4 住所、5 連絡先、6 本籍、7 支援期間 等	
記録範囲	支援の申出書を提出した申出者及び併せて支援を求める者	
記録情報の収集方法	支援の申出書を提出した申出者（他自治体受付分を含む。）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112－8555 東京都文京区春日 1－1 6－2 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	印鑑登録情報ファイル	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録者情報の管理のために利用する	
記録項目	1 氏名、2 カナ氏名、3 住所、4 方書、5 性別、6 生年月日、7 年齢、8 続柄、9 住民票コード、10在留カード等番号、11宛名番号、12世帯番号、13印鑑登録番号、14登録印印影、15登録年月日、16登録事由、17再交付年月日、18旧印鑑登録番号、19廃止年月日、20廃止事由、21回答期限日、22再交付回答期限日、23発行停止事由、24発行停止処理日、25登録禁止処理日、26登録除外処理日、27審判確定日、28 亡失回数、29異動履歴	
記録範囲	文京区で印鑑登録をした者、過去にした履歴がある者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	1～29の各記録項目については、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第14条第1項、同条第2項の規定により訂正を申請することができる。	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	印鑑登録照会書	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録回答書方式で本人宛に発送する照会書の管理をするため利用する	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 回答期限	
記録範囲	印鑑登録を回答書方式で行う者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	印鑑登録保証人	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録保証人方式で本人宛に発送する保証人確認通知の管理をするため利用する	
記録項目	1 氏名、2 生年月日	
記録範囲	印鑑登録を保証人方式で行う者	
記録情報の収集方法	本人、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	印鑑抹消通知名簿	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事項修正等で印鑑抹消をした者宛に発送する印鑑抹消通知の管理をするため利用する	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 旧氏	
記録範囲	印鑑登録を職権抹消した者	
記録情報の収集方法	住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	特別永住者証明書交付受付簿	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	特別永住者証明書の更新等で特永証の交付を管理するため利用する	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 国籍、4 新在留カード番号、5 旧在留カード番号、6 新有効期限、7 交付年月日、8 不交付送付年月日、9 申請受付日	
記録範囲	特別永住者証明の交付申請をした者	
記録情報の収集方法	本人、住民記録システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	－	
備 考		

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード交付予約システム	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード関連事務におけるカード状況の管理のために使用する	
記録項目	1 製造管理番号、2 発送番号、3 処理状況、4 交付方式、5 申請書ID、6 受付番号、7 申し送り事項、8 日時、9 内容、10予約内容、11氏名（カナ）、12氏名、13生年月日、14性別、15郵便番号、16住所、17宛名番号、18在留期限、19受取人、20代理受取人氏名（カナ）、21持参される本人確認書類、22持参されるその他書類、23最終確認、24予約日時、25交付窓口、26受付種別、27予約可能な交付窓口グループ、28カード発行種別、29交付日時、30交付窓口、31担当者、32処理履歴、33日時、34操作、35担当者名、36受付番号、37申請状況、申請済、38申し送り事項、39日時、40内容、41氏名(カナ)、42申請者、43申請代理人氏名（カナ）、44住所、45生年月日、46申請方法、47予約日時、48予約窓口、49受付種別、50交付申請情報、51申請書ID、52申請日時、53申請種別、54カード発行種別、55カード到達状況、56カード到達日時、57備考1、58備考2、59日時、60操作、61担当者名	
記録範囲	個人番号カードの申請または交付を受ける者	
記録情報の収集方法	本人からの申請、または本人及び代理人から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）宛に個人番号カードの申請があり、個人番号カード発行後J-LISから提供されるカード発行一覧から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 文京区区民部戸籍住民課	
	（所在地） 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付関連／新交付通知書一覧【新システム用】 R2年度～	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード関連事務におけるカード状況の管理のために使用する	
記録項目	1 製造管理番号、2 発送番号、3 氏名 4 事前処理欄、5 住所、6 郵便番号、7 サイン欄	
記録範囲	個人番号カードの交付を受ける者	
記録情報の収集方法	個人番号カードの発行状況等が記録される統合端末から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付関連／マイナンバーカード再交付管理簿	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード関連事務における個人番号カード再交付の管理のために使用する	
記録項目	1 日付、2 氏名、3 再交付事由	
記録範囲	個人番号カードの再交付を受ける者	
記録情報の収集方法	本人または代理人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付関連／ID付申請書郵送請求管理簿(宛名紙つき)	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード関連事務における個人番号カードの申請書請求を郵送、WEB（電子申請）、電話で行う場合に使用する	
記録項目	1 收受日、2 発送日、3 入力日、4 氏名、5 住所、6 発送処理欄	
記録範囲	個人番号カードの申請書を請求する者	
記録情報の収集方法	本人または同一世帯員の代理人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付関連／外国人への有効期間の更新通知対象管理簿／R4. 4. 8	
行政機関等の名称	文京区長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	区民部戸籍住民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード関連事務における個人番号カード交付済みの在留期限のある外国人に対し、個人番号カードの有効期限が切れる前に在留期限を延長し、個人番号カードの有効期間変更手続を行っていただく必要がある。当該手続きの対象者を管理するために使用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 有効期限、5 発送日	
記録範囲	個人番号カード交付済みの在留期限のある外国人	
記録情報の収集方法	個人番号カード交付に使用する統合端末より抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 文京区区民部戸籍住民課	
	(所在地) 〒112-8555 東京都文京区春日1-16-21	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		